

学校における部活動の方針	八王子市教育委員会の「八王子市における学校部活動及び地域活動に関するガイドライン」に基づき、以下の点を重視して、地域、学校、競技種目等に応じて最適に実施させることを目指す。 【ねらい】 ○自分たちで意欲的に取り組むことを学ぶ。 ○趣味・個性を生かし、余暇を有意義に過ごす。 ○明るく楽しい学校生活、望ましい友情を育てる。 ○集団生活のきまりを学び、社会的経験を広める。 【基本方針】 ○生徒の減少に伴い令和6年度から引き続き再編成を行っていく。 ○部活動は、その年度に所属する教職員によって開設される。 ○生徒は、開設される各部の入部規定をしっかりと理解したうえで、希望する部活動に所属することが出来る。ただし、希望しなければ所属しなくても良い。
適切な休養日等の設定方針	八王子市教育委員会「八王子市における学校部活動及び地域活動に関するガイドライン」に則り、週当たりの休養日、長期休業中の休養日、1日の活動時間を以下のように設定する。 【週当たりの休養日】 ◎4つのカテゴリーの部活動 「運動系ゆるやかに親しむ部」、「運動系トレーニング部」、「文化系趣味的教養部」、「文化系技を極める部」の4つのカテゴリーの部活動を設置する。 活動日・時間 ■平日 週2日程度、1日1時間程度 ■休日 活動しない ※ 大会等に向けた直前練習等、活動内容によっては期間を限定して活動時間等を延長することを認める。 ◎特色ある部活動 活動日・時間 ■平日 週3日程度、1日2時間程度 ■休日 週1日、1日3時間程度 ◎広域部活動（合同部活動・拠点校部活動） 活動日・時間 ■平日 週3日程度、1日2時間程度 ■休日 週1日、1日3時間程度 ○学期中は、週あたり2日以上休養日を設ける。（平日は少なくとも1日、週休日は少なくとも1日を休養日とし、大会等によりこの通りに休日確保できなかった場合は、他の日に振休日を設ける。 【長期休業中の休養日】 ○長期休業中については、週当たりの休養日に準ずる。長期休業中に長期の休養をまとめて取る場合は、週あたり2日以上休養日が確保される日数

	を必ず設定することにする。 【１日の活動時間】 ○１日の実活動時間は、長くとも学期中の平日では、２時間程度、週休日（祝日等を含む）及び長期休業中は３時間程度行う。運用として前後に準備、後片付け等の時間設定を行うことができる。
設置している活動名	◎４つのカテゴリーの部活動 「運動系ゆるやかに親しむ部」硬式テニス部、卓球部 「運動系トレーニング部」バドミントン部 「文化系趣味的教養部」美術部、四谷ハンズ部 「文化系技を極める部」吹奏楽部 ◎特色ある部活動 サッカー部、バスケットボール部、女子バレーボール部 ◎広域部活動（合同部活動・拠点校部活動） 剣道部 ◎地域活動 水泳部